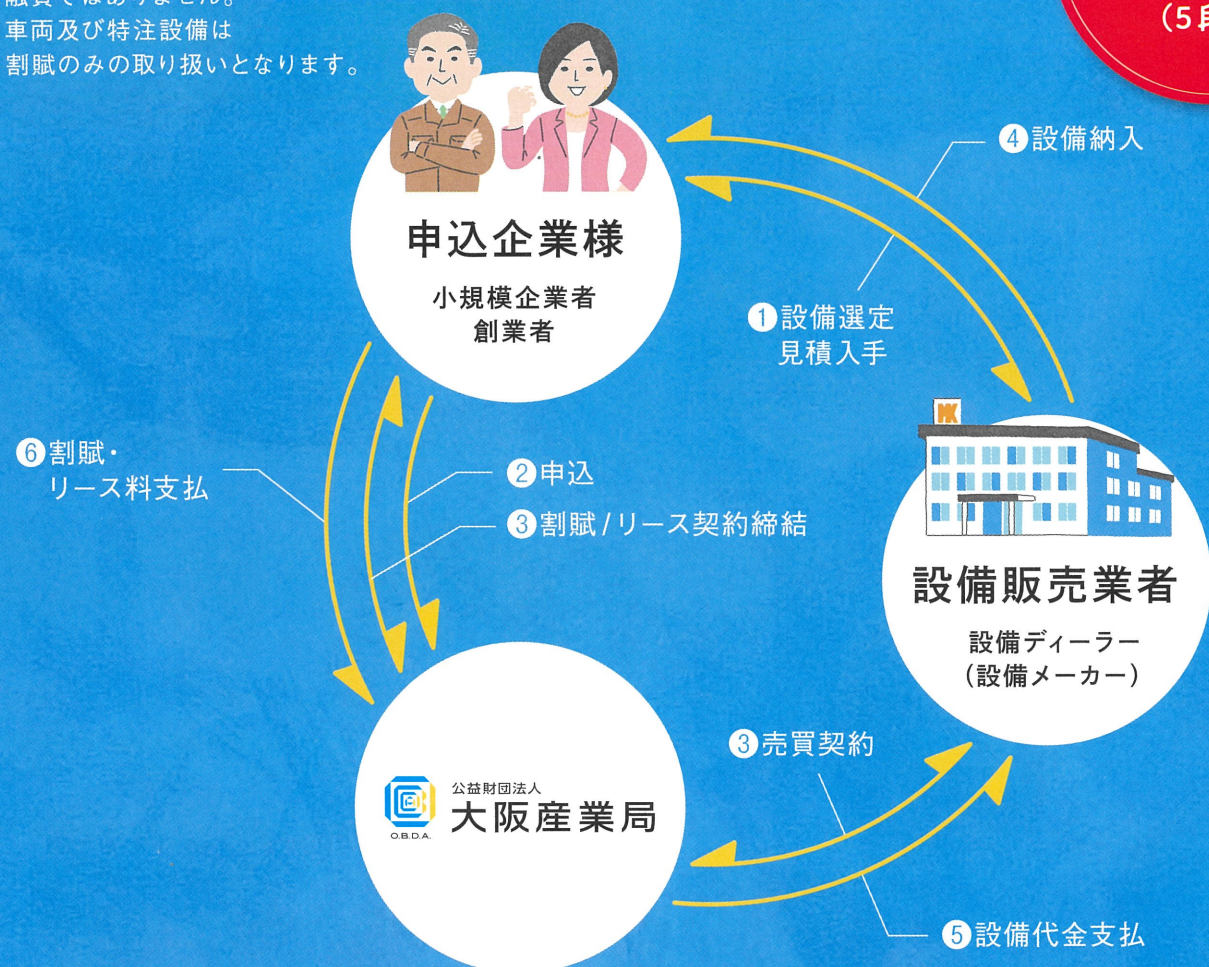


「小規模企業者等設備貸与制度」は 小規模企業者の皆さんに ご利用いただきやすい公的制度です!

小規模企業者や創業者の方が設備を導入される際に
ご希望の設備・業務用車両等を当財団が設備販売業者から購入し、
長期かつ低利の割賦販売(分割払い)またはリースでご提供します。

※融資ではありません。
※車両及び特注設備は
割賦のみの取り扱いとなります。

割賦損料率
0.7~1.5%
(5段階)



当制度の3つのメリット

信用保証協会の保証や金融機関の借入の枠外となるため、運転資金やその他の資金調達に余裕ができます。



同一年度内で、設備価格の合計金額が1億円の範囲で何回でもご利用いただけます。(累計残高2億円まで)



設備価格の10%の資金(保証金:リースの場合は不要)で、設備投資計画が立てられます。



対象について①

対象企業 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模企業者(創業5年超) ●創業者(個人創業1ヶ月前・会社設立2ヶ月前～創業5年以内) <p>※分社化した会社、個人から法人成りは創業者とはみなしません。 ※代表者が71才以上の場合には後継者の有無、事業承継計画を確認させていただきます。(個人企業の場合も含む)</p>												
従業員規模 ※2	<ul style="list-style-type: none"> ●製造業、建設業、運送業等…… 20人以下 ●商業、サービス業…… 5人以下 <p>※所定の要件を満たせば、全業種、役員・パートを除く従業員規模50人以下まで利用可。</p>												
対象設備	<p>大阪府内に設置する新品の機械設備・業務用車両・プログラム等 (土地、建物、構造物、賃貸用設備等は対象外) ※4</p> <p>※法定耐用年数が3年以上で、資産計上できるもの(原則として10万円以上のもの)</p> <table border="1"> <tr> <td>導入例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●製造業 マシニングセンタ、NC旋盤、射出成型機、排水処理設備、ホイストクレーン、フォークリフト、印刷機械、食品・菓子・飲料等製造機械、CAD/CAMソフト等 ●建設業 油圧ショベル、コンクリートポンプ車、ラフタークレーン等 ●運輸業 トラック、トラクターヘッド、ウイング車、冷凍冷蔵車等 ●介護事業用設備 車椅子用介護車両、介護浴槽等 ●サービス業用設備 厨房機器等 </td> </tr> </table>	導入例	<ul style="list-style-type: none"> ●製造業 マシニングセンタ、NC旋盤、射出成型機、排水処理設備、ホイストクレーン、フォークリフト、印刷機械、食品・菓子・飲料等製造機械、CAD/CAMソフト等 ●建設業 油圧ショベル、コンクリートポンプ車、ラフタークレーン等 ●運輸業 トラック、トラクターヘッド、ウイング車、冷凍冷蔵車等 ●介護事業用設備 車椅子用介護車両、介護浴槽等 ●サービス業用設備 厨房機器等 										
導入例	<ul style="list-style-type: none"> ●製造業 マシニングセンタ、NC旋盤、射出成型機、排水処理設備、ホイストクレーン、フォークリフト、印刷機械、食品・菓子・飲料等製造機械、CAD/CAMソフト等 ●建設業 油圧ショベル、コンクリートポンプ車、ラフタークレーン等 ●運輸業 トラック、トラクターヘッド、ウイング車、冷凍冷蔵車等 ●介護事業用設備 車椅子用介護車両、介護浴槽等 ●サービス業用設備 厨房機器等 												
導入効果	<p>設備の導入により以下の改善が見込まれること。(創業者を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3年後</th> <th>4年後</th> <th>5年後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値額</td> <td>9%以上</td> <td>12%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>3%以上</td> <td>4%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※付加価値額＝①営業利益＋②人件費＋③減価償却費＋④リース・レンタル費用 経常利益＝①営業利益－②営業外費用 (会計基準の「経常利益」とは定義が異なります。) ※経営革新計画終了年度の決算書の提出が必要です。(計画最終年度終了後)</p>		3年後	4年後	5年後	付加価値額	9%以上	12%以上	15%以上	経常利益	3%以上	4%以上	5%以上
	3年後	4年後	5年後										
付加価値額	9%以上	12%以上	15%以上										
経常利益	3%以上	4%以上	5%以上										
連帯保証人	<p>法人企業の場合原則として代表者のみ。個人企業の場合は原則不要</p> <p>※審査によって担保等が必要となる場合があります。</p>												

※1 対象企業

- 法人事業税又は個人事業税を滞納していないこと。
 - 公害防止に必要な措置を講じ、関係法令に定める届出等の手続きを遵守していること。
 - 許認可が必要な場合または法令の規制を受ける場合は必要な措置を講じ、関係法令を遵守していること。
 - 日々の取引を正確に記録した帳簿を整理し、営業状態が把握できる企業であること。
- ※対象外となる業種がありますので、詳しくはお問合せください。
※審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

※2 従業員規模

- パート、アルバイトで2ヶ月以上連続して雇用されており、1週間あたりの所定労働時間が正規従業員と概ね同等(週40時間目安)である者は従業員数に加えてください。
- 下記①～④の全てに該当する場合は50人以下まで申込できます。
- ① 金融機関(日本政策金融公庫国民生活事業、住宅金融支援機構、信金、信組を除く)からの借入残高が申込時4億2千万円以下
- ② 最近3期の平均経常利益が3,500万円以下
- ③ 中小企業基本法で定められた中小企業者以外の企業(大企業)からの出資が3分の1未満

※3 車両の取扱いについて

- 1 中古車およびリースは対象外とし、新車・割賦のみとします。
- 2 大阪府内で車庫証明が取れることが必要です。
- 3 リース・レンタル等で、第三者に利用させることを目的とした車両は対象となりません。
- 4 当財団との割賦販売契約締結～車両登録後、速やかに自動車総合保険(任意保険)に加入いただくことが必要です。

※4 対象外設備

- 次の設備はご利用いただけません。
- 1 既に設置済みである設備
 - 2 中古設備
 - 3 土地及び建物、店舗・事業所等の内装・外装工事
 - 4 車両のうち、一般乗用車(3、5、7ナンバー)ただし、タクシー事業者がその営業に使用する車両は可
 - 5 什器・備品、エアコン・照明・看板など
 - 6 医療用の設備、什器・備品等
 - 7 企業の管理下で使用されないもの(賃貸用物品等)